

社会福祉法人 和合福祉会

指定訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業

ヘルパーステーション和合

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(富山県指定 第 1670112869号)

1.実施主体に関すること

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 事業主体の名称 | 社会福祉法人 和合福祉会 |
| (2) 所在地 | 〒930-2233 富山県富山市布目 1 9 6 6 番地 1 |
| (3) 電話番号 | 0 7 6 - 4 3 5 - 3 3 3 6 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 竹林 俊一郎 |
| (5) 設立年月日 | 平成 2 年 4 月 1 日 |

2.事業所に関すること

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の名称 | ヘルパーステーション和合 |
| (2) 事業所の種類 | 訪問介護事業所 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業所 |
| (3) 事業所番号 | 1 6 7 0 1 1 2 8 6 9 3 |
| (4) 所在地 | 〒930-2233 富山県富山市布目 1 9 6 6 番地 1 |
| (5) 管理者 | 高桑 恵 |
| (6) 事業所の目的 | 要介護又は要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする |
| (7) 基本理念 | 『和顔愛語』 |
| (8) 運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供と自立支援に努めます・利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿ってサービスを提供します・利用者は可能な限り、その居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り又は要介護状態になる事を予防し、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します・地域や家族及び保健、医療、福祉サービス等様々なサービス提供機関との密接な連携に努めます・職員の資質向上を図るため、施設内外の研修等に参加し自己研鑽に努めます・介護サービス事業者として男女雇用機会均等法に基づき働きやすいより良い職場を目指しハラスメント対策に努めます・利用者の人権擁護、虐待の防止、再発防止及び身体拘束廃止に努めます |

(9) 営 業 日 月曜日から土曜日まで (12/31～1/3 を除く)

(10) 受 付 時 間 8 時 30 分から 17 時 30 分

(11) サービス提供時間 月曜日から日曜日

※年末年始 (12/29～1/3) 期間についても原則対応をさせていただいております
但し状況に応じてご相談させていただく場合がございます

(12) サービス実施区域 富山市 (倉垣・四方・草島・八幡・萩浦地区)

3. 職員に関すること

当事業所では、利用者に対しサービスを提供するため、以下の職員を配置しています

なお、一部の職員は他のサービス等と兼務しています

・職種及び配置状況	管理者兼サービス提供責任者	1 名
	訪問介護員	3 名以上 (内サービス提供責任者 1 名以上)
内資格取得者	介護福祉士	3 名以上
	介護職員初任者研修 修了者または訪問介護員養成研修 2 級 修了者	0 名

・身分を称する書類の携行

訪問介護員等は身分を称する書類を携行し、利用者などから求められた場合は それを掲示します

4. サービス内容とその費用に関すること

・提供するサービスの内容について

[身体介護]

食事介助	食事の介助を行います
入浴介助	入浴 (全身浴・部分浴) の介助や清拭 (身体を拭く) 洗髪などを行います
排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います
体位変換	褥瘡の防止のため体位変換を行います
移動・移乗介助	室内の移動、車いす等への移乗の介助を行います
起床及び就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がり介助を行います
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います
服薬介助	配剤された薬の確認 服薬の手伝い 服薬の確認を行います

自立生活支援のための見守りの援助

○利用者と一緒に手助けしながら行う調理 (安全確認の声かけ・疲労の確認を含む) を行います

○入浴・更衣等の見守り (必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む) を行います

○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ (声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)

○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます

(介護は必要時だけで、事故が無いように常に見守る)

○車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選ぶよう援助します

○洗濯物を一緒に干したり畳んだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います

[生活援助]

買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います (預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません)
調理	利用者の食事の用意を行います(ご家族の調理は行いません)
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います (ご利用者の居室以外の居室、庭などの敷地の掃除は行いません)
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います(ご家族分の洗濯は行いません)
薬の受け取り	利用者の薬の受けとりを行います
ベッドメイク	不在のベッドでのシーツ交換を行います
衣服の整理・被服の補修	夏冬物等の入れ替え等、被服の補修を行います

通院等のための乗車又は降車の介助

通院や外出のため、車両への乗車又は降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います

(ただし、総合事業については、当該サービスは対象外です)

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります

(2)

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり、花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え

- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(3) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います

(3) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者の生命や身体を保護するため、やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者又は家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

・ サービスの利用料、利用者負担額

○介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問介護事業（要支援者又は事業対象者の方）

※身体介護及び生活援助

支援区分		○訪問型独自 サービス11	○訪問型独自 サービス12	○訪問型独自 サービス13
料金区分（一月毎）		週1回程度のサービスが必要とされた方 (事業対象者・ 要支援1・2)	週2回程度のサービスが必要とされた方 (事業対象者・ 要支援1・2)	週2回以上のサービスが必要とされた方 (事業対象者・ 要支援2)
介護 予 防	単位数	1, 176	2, 349	3, 727
	サービス利用料金	12, 006円	23, 983円	38, 052円
	負担額	1割負担	1, 201円	2, 399円
		2割負担	2, 402円	4, 797円
		3割負担	3, 602円	7, 195円

1月当たりの 回数を定める 場合 (1回 毎)	支援区分		標準的な内容 の指定相当訪 問型サービス である場合	生活援助が中心である場合		短時間の身体介護 が中心である場合
	料金区分 (一回毎)			20分以上 45分未満	45分以上	
	単位数		287	179	220	163
	サービス利用料金		2930円	1827円	2246円	1664円
	負担額	1割負担	293円	183円	225円	167円
		2割負担	586円	366円	450円	333円
		3割負担	879円	549円	674円	500円

○介護保険給付サービス（要介護1～5対象の方）

サービス時間 介護区分（一回毎）		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 一時間未満	一時間以上一時間半未満 （以降30分増す毎）
身体 介護	単位数	163	244	387	567 （30分毎に+82単位）
	サービス利用料金	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円 （30分毎に+837円）
	負担額	1割負担	167円	250円	396円 （30分毎+84円）
		2割負担	333円	499円	791円 （30分毎+168円）
		3割負担	500円	748円	1,186円 （30分毎+252円）

サービス時間 介護区分（一回毎）		20分以上 45分未満	45分以上
生 活 援 助	単位数	179	220
	サービス利用料金	1,827円	2,246円
	負担額	1割負担	183円
		2割負担	366円
		3割負担	549円

身体介護に引き続き生 活援助を行った場合	単位数	利用料	負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
	65	663円	67円	133円	199円

通院等のための 乗車又は降車の介助	単位数	利用料	負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
			99円	198円	298円

※R6年4月～5月まで

加算の種類	基本 単位	利用料 ※（注1） 参照	負担額		
			1割 ※（注2）参照	2割 ※（注2）参照	3割 ※（注2）参照
早朝・夜間	所定単位数の25%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
深夜の訪問	所定単位数の50%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者にサービスを行う場合	同一敷地内等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の10%減算		左記の1割	左記の2割	左記の3割
初回加算	200	2,042円	205	409	613
緊急時訪問介護加算	100	1,021円	103	205	307
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,021円	103	205	307
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,042円	205	409	613
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(1日につき)	3	30円	3	6	9
認知症専門ケア加算(Ⅱ)(1日につき)	4	40円	4	8	12
特別地域訪問加算	所定単位数の15%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
中山間地域等における小規模多機能加算	所定単位数の10%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善(Ⅰ)	所定単位数の13.7%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善(Ⅱ)	所定単位数の10.0%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善(Ⅲ)	所定単位数の5.5%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の6.3%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.2%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%		左記の1割	左記の2割	左記の3割

※ R6.6月より 介護職員の確保、介護職員の処遇改善のための措置を多くの事業所に活用されるよう推進する観点より、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が1本化となります

※R 6 年 6 月～

加算の種類	基本 単位	利用料 ※（注 1） 参照	負担額		
			1 割 ※（注 2）参照	2 割 ※（注 2）参照	3 割 ※（注 2）参照
早朝・夜間	所定単位数の 25%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
深夜の訪問	所定単位数の 50%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者にサービスを行う場合	同一敷地内等の利用者・同一建物の利用者 20 人以上の場合 所定単位数の 10% 減算		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
初回加算	200	2,042 円	205	409	613
緊急時訪問介護加算	100	1,021 円	103	205	307
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1,021 円	103	205	307
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2,042 円	205	409	613
認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1 日につき）	3	30 円	3	6	9
認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1 日につき）	4	40 円	4	8	12
特別地域訪問加算	所定単位数の 15%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
中山間地域等における小規模多機能加算	所定単位数の 10%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 24.5%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 22.4%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 18.2%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 14.5%		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割

（注 1）・上記、記載の利用料は地域区分加算（※ 6）を乗じた額です。

一月あたりの報酬総単位数に 10, 21 円を乗じます。

※利用者の負担額は、原則として負担割合証に応じた基本料の 1 割、2 割または 3 割の額となります。

（注 2）・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

（注 3）・上記の利用者負担額は目安の金額であり、円未満の単数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

※利用者(本人)が要介護認定を受けていない場合や介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されていない場合、サービス利用料金の請求を保留させていただきます

認定結果が確定次第、請求書を発行いたします

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の自己負担額を変更します

(注4) 利用設定の基本時間は実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画に定められた時間を基準とします

(注5) 厚生労働大臣が定める用件で「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、契約者または利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります

上記の基本料金は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂します。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします

※厚生労働大臣が定める用件（複数派遣について）

イ. 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合

ロ. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ. その他の利用者の状況等から判断して、イまたはロに準ずると認められる場合

(加算についての補足)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

※1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）R6.4月～5月

職員の資格や能力、勤続年数等に応じた賃金体系を整え、職員のキャリアアップを支援する取り組みを行っている場合

※金額は利用者の要介護度や算定する加算、利用回数によって異なります

※区分支給限度額の算定対象からは除かれます

※一月あたりの総単位数とは基本サービス料金に各種加算減算を加えたもの

	サービス名	サービス別加算率
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	(訪問介護独自サービス) 訪問介護	13.7 %

※2 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）R6.4月～5月

技能・経験のある介護職員等の処遇改善を目的に介護報酬を加算して支給する制度

※金額は利用者の要介護度や算定する加算、利用回数によって異なります

※区分支給限度額の算定対象からは除かれます

	サービス名	サービス別加算率
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	(訪問介護独自サービス) 訪問介護	6.3 %

※3 介護職員ベースアップ等支援加算（月額）R6.4月～5月

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ介護職員の定着率の向上とサービスの質を維持するために介護報酬を加算して支給する制度

※金額は利用者の要介護度や算定する加算、利用回数によって異なります

※区分支給限度額の算定対象からは除かれます

	サービス名	サービス別加算率
介護職員ベースアップ等 支援加算	(訪問介護独自サービス) 訪問介護	2.4 %

※4 特定事業所加算（月額）（介護予防を除く）R6.4月～5月

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から人材の質の確保やヘルパーの活動環境整備、重度者への対応などを行っている事業所に加算されます

	要件	加算（利用者負担等）額
特定事業所加算（Ⅱ）	体制要件、人材要件に適合	基本単位数の10%を加算

※ 特定事業所加算(Ⅳ) 5%→3%に変更

※ 特定事業所加算(Ⅴ) 3% 新設

※5 認知症専門ケア加算（変更） R6.4月～変更

	要件	単位
認知症専門 ケア加算 (Ⅰ)	1) 認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が50%以上 2) 認知症介護実践リーダー研修を修了した者を、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置 3) 職員間での認知症ケアの伝達・指導会議を定期的に開催	3/日
認知症専門 ケア加算 (Ⅱ)	1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、日常生活自立度Ⅲ以上の者が20%以上で認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導を実施 2) 介護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施または実施予定	4/日

※6 地域区分とは・・・介護報酬は、サービスの種別ごとに報酬単位数が決められており、サービスの内容、事業所の所在する地域等を勘案し、サービス等に要する平均的な費用を勘案して設定するものとされています

具体的には、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、1単位10円を基本として、地域別・サービス別に1単位当たりの単価を割り増ししています

※7 特別地域加算・中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の過疎地域変更（R6.4月より）

特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項より公示された過疎地域となる

＜R6.4月～新設＞

※ 8 業務計画未策定事業所に対する減算

感染症や非常災害時において、サービスの提供を継続的に実施するためや早期業務再開を図るための計画が未策定の場合、基本報酬を減算されます

所定単位数の1%減算

※ 9 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するための措置(委員会や研修)が講じられていない場合に減算されます

所定単位数の1%減算

※ 10 身体拘束等廃止未実施減算

身体拘束の適正化を図るため、身体拘束の実施が利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録 委員会や研修を行っていない場合に減算されます

所定単位数の1%減算

※ 11 口腔連携強化加算

職員による口腔の健康状態を確認する際に歯科専門職と連携を図り口腔ケア管理と評価を行った場合(月に1回限り算定可能)

50 単位/回

《その他の費用について》

① その他

利用者の住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます

その他、利用者負担が適当と判断できるものにかかる費用は、事業者が社会通念を勘案し料金を決定します この際、事前に利用者にお知らせすることとし、同意を得ます

※ 買い物やコインランドリーの使用など、金銭管理を行う場合に出納帳の使用のご希望がある方には出納帳代(他 保管袋等)各 110 円を上乗せし請求致します

5. 損害賠償について

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします

事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします

6. 訪問介護サービス利用に際して

①事前訪問

サービス対象となる利用者の心身状況を把握するために、お宅に伺います

※原則としてサービス提供責任者が訪問します

介護を必要とされる方へ、よりよいサービスが送れるように、また、家族の介護負担を出来るだけ軽減できるように、計画を立てるための訪問です

色々とお尋ねしますが、ご協力をお願いいたします

必要な自己負担金の額や介護保険下で想定される、1～3割負担の金額等についてもご説明いたします

②個別介護計画書の説明と同意

サービス提供責任者が、作成した個別介護計画書の説明を行い、家族や本人と計画を協議しプランの修正を行います

ケアプランに沿って個別介護計画に同意をいただいた上で、サービスに必要な物品の置き場所などを確認させていただきます

サービスの提供を行う関係上、数人のスタッフが交替でサービスに伺いますので、出来れば室内の様子や物品の置き場所などの写真撮影にご協力をお願いする場合があります。無理な場合は、遠慮なくお断りください

③サービス提供

訪問介護員の勤務体制は交替制です 数人のスタッフが交替で伺います ご了承ください

サービス提供時間に、家族が不在となることが予想される場合には、鍵をお預かりいたします

7. サービス利用の中止及び変更・追加に関すること

- ・利用の中止 利用者は、都合によりサービスの利用を中止することができます
この場合、サービス提供日の前日午後5時までに当事業所に連絡して下さい
- ・利用の変更・追加 利用者は、都合によりサービスの利用を変更・追加することができます。この場合、サービス提供日の前日午後5時までに当事業所に連絡して下さい 又、居宅サービス計画の作成者が当法人の事業所で無い場合、作成事業所にも必ず連絡してください

○新たに利用者が、サービスの追加を希望した場合、事業所の稼働状況により希望する期間にサービス提供ができない場合があります そのような場合には、他の利用可能期間又は、日時を利用者に提示して協議します

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります なお、利用者の体調不良等の正当な事由が

ある場合には、この限りではありません

《サービス取消料》

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、下表の区分に従い、保険対象額（9割もしくは8割もしくは7割）の自己負担額（1割もしくは2割もしくは3割）となります

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担額

8.利用料金の支払方法について

- ・利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用した月の翌月15日までに請求します
- ・利用料金は利用月の翌月22日頃に、事業所の指定する方法で支払うものとします
- ・支払方法は、利用者が指定する金融機関口座からの引き落としのみとします
- ・金融機関口座から引き落とす場合、以下の手数料がかかります
手数料 110 円（社会事情により変動することがあります）

9.緊急時の対応に関すること

- ・サービス提供時に利用者（本人）の状態等に急変が生じた場合その他対応が必要な場合は、速やかに利用者本人の主治医及び利用者の家族に連絡する等、必要な措置を行います

10.事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する指定訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業）の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします
- ② 利用者に対する指定訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします、ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません

11.感染症や災害時の対応について

感染症や災害が発生した場合にあっても、必要な介護サービス提供が継続的に行えるよう、事前の対策を講じ、発生時に迅速な対応ができるよう努めます

12.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています
- ② 成年後見制度の利用を支援します
- ③ 苦情解決体制を整備しています
- ④ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています
- ⑤ 介護相談員を受け入れます

- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

13. 相談、苦情の対応について

(1) 手順

1. 受付

苦情受付担当者は、当事業所で提供したサービスの相談や苦情を、常時受け付けします



2. 受付報告・確認

苦情は全て苦情解決責任者へ報告します その際、内容は書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認します



3. 苦情に向けての解決（話し合い）

苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます その際に苦情申出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます



4. 苦情解決結果の記録・報告

苦情受付担当者は苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します
また解決結果について必要に応じて第三者委員に報告します

[第三者委員]

第三者委員の方に直接 苦情を申し出ることができます

山村 敏博	富山県民生委員児童委員協議会副会長 富山市民生委員児童委員協議会 富山市社会福祉協議会副会長
高瀬 良吉	倉垣校下民生委員 児童委員協議会会長

(2) 行政機関その他苦情受付機関

富山市役所介護保険課 (上記は富山市にお住まいの場合、 他の市町村の方はそれぞれの介護保険担当課)	所在地 富山市新桜町7番38号 電話番号 076-443-2041 受付時間 月～金 8:30～17:15
富山県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 富山市下野字豆田995-3 電話番号 076-431-9833 利用時間 月～金 8:30～17:00
富山県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 富山市安住町5-21 富山県社会福祉協議会内 電話番号 076-432-3280 利用時間 月～金 9:00～16:00

【第三者評価の実施状況】

項目	内容
実施の有無	有 (無)
実施年月日（直近実施日）	令和 年 月 日
評価結果の開示状況	

14.担当者

身体拘束防止及び高齢者虐待責任者	管理者	高桑 恵
苦情解決責任者	施設長	竹林 弦一郎
苦情受付担当者	管理者	高桑 恵
受付	TEL076-435-3336	
地域包括支援センター TEL076-435-3336	管理者	上口 由美子

15.サービス内容等の記録の作成及び保存

- ①事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します
- ②利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し①の記録の閲覧に応じ、または複写物を交付します
- ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします

個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人 和合福祉会

【個人情報保護の指針】

社会福祉法人和合福祉会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることを目的とします

1・個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①利用目的を明示したうえで、必要な情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします
- ③法人が委託する医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、個人情報にかかる契約を締結した上で情報の提供を行います
- ④利用者のみならず、家族、法人、施設ボランティア、実習生等のものも含まれます

2・個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを従業員に周知徹底させるため、個人情報に関する規定を整備し、必要な研修教育を継続的に行います
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又はき損の予防及び是正のため、法人内において安全対策に努めます

3・個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の利用停止への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します

4・苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1)事業所内部での利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 利用者数の把握
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2)介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所が利用者等への情報提供する介護サービスのうち

- ・ 利用者に居宅介護サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答

- ・ その他の業務委託

- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合

- ・ 家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- ・ 保険事務の業務委託(一部委託も含む)

- ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出

- ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1)事業所内部での利用に係る利用目的

① 事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料

- ・ 事業所等において行われる学生等の実習への協力

- ・ 事業所において行われる事例研究等

(2) 他事業者等への情報提供に係る利用目的

① 事業所管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

【 個人情報使用のための同意 】

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します

1、利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます

2、利用目的

(1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため

(2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン等)を立案し、円滑にサービスが提供されるために

実施するサービス担当者会議での情報提供のため

(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社

会福祉団体等との連絡調整のため

- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡先等の場合

3、使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、要求に応じ開示する

個人情報の利用に関する同意	☐ 同意します	介護サービスを円滑に利用するため、私個人及び家族の情報を利用者がサービスの提供を受けるために必要な限度で事業者が個人に関する情報を用いることに同意します
---------------	--------------------------------	--

サービス提供に際し、本説明書に基づき重要事項の説明を行いました

令和 年 月 日

説明者 職名 管理者

氏名 高桑 恵

サービスの利用に際し、事業者から重要事項の説明を受け、この内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

保証人 住所 _____

氏名 _____

(本人との続柄 _____)

事業者	当事業所は、指定居宅介護事業者としての利用者の申し込みを承諾し、この重要事項説明書に定める居宅介護サービスに誠実に責任を持って行います。			
	所在地	〒930-2233 富山県富山市布目1996番地1		
	名称	社会福祉法人 和合福社会		
	代表者名	理 事 長 竹 林 俊 一 郎		
	電話番号	435 - 3336	FAX	435 - 3339